

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。また、「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

近年、保護者が負担している教育費は、制服や教材費などとても多額で、食料品や光熱費なども異常な物価高騰の中、子育て世代にとって大きな負担となっている。

本町では、令和6年度から「学校給食支援事業費補助金」として学校給食費の完全無償化に取り組んでいる。ただし、長期財源確保には大きな不安がある。

文部科学省の報告によると、平成30年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果は、小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまっていたが、令和5年9月時点では、全国1794自治体のうち3割に当たる547自治体が学校給食の完全無償化を実施していることを明らかにした。

学校給食の無償化は、財政力の格差によって完全実施が困難な自治体は多い。全国すべての学校での給食費無償化によって、学校教育の一環としての給食の充実と保護者負担軽減を実現するために、国の関与が必要不可欠である。

よって、国におかれては、国の財政負担による学校給食費無償化の迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣 宛

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

